

低炭素建築物新築等計画認定等申請手数料

(円)

区分		金額						
		適合証あり (※1)	適合証なし (※2)					
① 低炭素建築物新築等計画認定 (別表第67の9)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)	4,000	誘導仕様基準 ※7	性能基準 ※8	17,000	34,000	
		共同住宅等(※4)及び複合建築物(※5)に係る住戸部分	1戸			4,000	17,000	34,000
			2戸以上4戸以下			8,000	29,000	63,000
			5戸以上15戸以下			18,000	51,000	105,000
			16戸以上45戸以下			40,000	94,000	179,000
			46戸以上			73,000	142,000	256,000
	非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満	8,000	79,000	207,000		
			300㎡以上1,000㎡未満	14,000	101,000	260,000		
			1,000㎡以上2,000㎡未満	24,000	133,000	336,000		
			2,000㎡以上5,000㎡未満	73,000	215,000	480,000		
			5,000㎡以上10,000㎡未満	116,000	281,000	591,000		
			10,000㎡以上25,000㎡未満	146,000	338,000	699,000		
			25,000㎡以上	183,000	397,000	797,000		
			② 低炭素建築物新築等計画変更認定 (別表第67の10)	住宅 A	一戸建ての住宅(※3)	2,000	誘導仕様基準 ※7	性能基準 ※8
共同住宅等(※4)及び複合建築物(※5)に係る住戸部分	1戸	2,000			8,000	17,000		
	2戸以上4戸以下	4,000			14,000	31,000		
	5戸以上15戸以下	9,000			25,000	52,000		
	16戸以上45戸以下	20,000			47,000	89,000		
	46戸以上	36,000			71,000	128,000		
非住宅 B	非住宅部分(※6)	300㎡未満		4,000	39,000	103,000		
		300㎡以上1,000㎡未満		7,000	50,000	130,000		
		1,000㎡以上2,000㎡未満		12,000	66,000	168,000		
		2,000㎡以上5,000㎡未満		36,000	107,000	240,000		
		5,000㎡以上10,000㎡未満		58,000	140,000	295,000		
		10,000㎡以上25,000㎡未満		73,000	169,000	349,000		
		25,000㎡以上		91,000	198,000	398,000		

- ※1 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けた場合。
- ※2 事前に登録建築物調査機関等の技術的基準に適合している旨の審査を受けていない場合。
- ※3 一戸建ての住宅・・・住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないもの。
- ※4 共同住宅等・・・共同住宅、長屋、及び、その他一戸建ての住宅以外の住宅。
- ※5 複合建築物・・・共同住宅等を含む建築物。
- ※6 非住宅部分・・・建築物の住宅部分及び共用部分以外の部分。
- ※7 外皮性能及び一次エネルギー消費量共に誘導仕様基準を用いた場合。
- ※8 外皮性能又は一次エネルギー消費量のどちらか一方でも性能基準を用いた場合。

申請の単位は「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」、「建築物全体」があり、手数料は上記の表の区分に応じた金額を次により算出した金額となります。

「住宅部分のみ」、「非住宅部分のみ」の場合

- (1) 複合建築物の住宅部分・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (2) 複合建築物の非住宅部分・・・非住宅部分の床面積に応じてB参照

「建築物全体」の場合

- (1) 一戸建ての住宅・・・A参照
- (2) 共同住宅等・・・住戸の総数に応じてA参照(共用部分の規模に関わらず)
- (3) 複合建築物・・・A+Bの合計金額